

【会費等級賦課基準表】

資本金・出資金による基準		従業員による基準	
資本金・出資金額	賦課基準点	従業員数	賦課基準点
1千万円未満	4	0～ 1人	2
5千万円〃	10	2～ 3人	3
1億円〃	15	4～ 5人	5
5億円〃	20	6～ 10人	8
10億円〃	30	11～ 20人	10
30億円〃	40	21～ 30人	15
50億円〃	50	31～ 50人	20
100億円〃	60	51～100人	30
100億円以上	70	101～150人	40
		151～200人	50
		201～300人	60
		301人以上	70

- 会費は次の①・②の合計基準点により1等級～10等級とします。
 - 資本金・出資金による基準
 - 従業員数による基準（常用パートは従業員に含む）
- 本社以外の支店、工場の資本金については、資本金1,000万円未満は2点、1,000万円以上は資本金基準点の5割とします。
- 本社以外の支社、営業所、出張所の資本金については、資本金5,000万円未満は2点、5,000万円以上は資本金基準点の2割とします。
- 従業員数は、本社は全工場、全店の全従業員数とし、本社以外の場合は、その支店、営業所等の従業員数とします。
（常時雇用パートは従業員数に含みます。）
- 資本金、従業員数は毎年1月1日現在を基準とします。
- 以上の他、業績等により1等級の加・減をすることができるものとします。
- その他、問題のあるものについては常議員会にて協議します。

【会費徴収基準】一般会費

賦課基準点合計	区 分	会費月額	会費年額
81点以上	1等級	25,000円	300,000円
51点～80点	2等級	15,000円	180,000円
31点～50点	3等級	10,000円	120,000円
26点～30点	4等級	7,000円	84,000円
21点～25点	5等級	5,000円	60,000円
16点～20点	6等級	3,500円	42,000円
9点～15点	7等級	2,500円	30,000円
5点～ 8点	8等級	1,800円	21,600円
3点～ 4点	9等級	1,300円	15,600円
2点	10等級	800円	9,600円

・払い込み方法

原則として口座振替とする。

・納 期

第1期（4月～9月分） 7月末日まで

第2期（10月～3月分） 12月末日まで

*加入金徴収基準及び払い込みの方法

1. 加入金徴収基準

一律 10,000円

2. 払い込みの方法

現金又は口座振り込みにより納入